

平成30年7月26日（木）

午後1時30分

本庁2階 第1会議室

教育委員会定例会

議 案 書

傍 聴 人
閱 覧 用

退席時はお返却願います。

寝屋川市教育委員会

報告事項

報告第14号 市長からの意見聴取について

報告第15号 寝屋川市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の答申について

議決事項

議案第22号 公文書の部分開示決定に係る審査請求についての裁決について

議案第23号 寝屋川市小学校就学前教育支援プログラム審議会規則の制定について

議案第24号 平成31年度使用小・中学校教科用図書の採択について

議案第25号 寝屋川市文化振興会議委員の委嘱について

議案第26号 寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱について

議案第27号 平成30年度寝屋川市立小中学校校長・教頭及び指導主事候補者の推薦について

署名人

高須教育長

藤田委員

6月・7月教育委員会一般事務報告

(6月15日～7月26日)

月	日	曜	行事名	内容	場所
6	15	金	6月市議会定例会(第1日目)	付議事件即決、委員会付託	市議会議場
	17	日	市民体育大会少林寺拳法の部	大会	市民体育館
			北河内地区総合体育大会(第1日目)	大会	北河内各市施設
			北河内地区総合体育大会軟式野球一般2部(寝屋川市担当)	大会	寝屋川公園
			北河内地区総合体育大会ソフトテニス一般男女の部(寝屋川市担当)	大会	寝屋川公園
	20	水	文教常任委員会	付託事件審査、所管事項事務調査	議会棟5階 第2委員会室
	24	日	北河内地区総合体育大会(第2日目)	大会	北河内各市施設
	27	水	寝屋川市立幼稚園保育料減免要綱の一部改正	母子及び父子並びに寡婦福祉施行令の改正に伴う条文の一部改正	—
			教頭会	教育委員会各課からの連絡	教育研修センター
	29	金	6月市議会定例会(第2日目)	一般質問	市議会議場
30	土	平成30年度管理職選考	校長・教頭・指導主事選考	教育研修センター	
7	1	日	北河内地区総合体育大会(第3日目)	大会	北河内各市施設
			囲碁・将棋活動推進事業前期(～8月19日 10講座)	囲碁・将棋の講座	池の里市民交流センター
	2	月	6月市議会定例会(第3日目)	一般質問	市議会議場
	3	火	6月市議会定例会(第4日目)	一般質問	市議会議場
			大阪府都市教育長協議会	定例会	ホテルアウィーナ大阪
	4	水	6月市議会定例会(第5日目)	委員長報告、追加事件即決	市議会議場
			第2回寝屋川市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会	平成31年度中学校使用教科用図書の採択について	本庁2階 特別会議室1
	5	木	校長役員会	教育委員会各課からの連絡	中央公民館
	6	金	北河内地区教育長協議会		守口市役所
	7	土	埋蔵文化財資料館企画展「川底は歴史博物館～淀川川床から採集された中近世の遺物たち」(～平成31年7月7日)	文化財の展示	埋蔵文化財資料館

月	日	曜	行事名	内容	場所
7	9	月	北河内地区教育長協議会（～10日）	管外研修	長野県大町市
	11	水	校長会	教育委員会各課からの連絡	教育研修センター
	12	木	第3回寝屋川市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会	平成31年度中学校使用教科用図書の採択について	本庁2階 特別会議室1
	15	日	寝屋川ミュージックデー	吹奏楽演奏	市民会館
	17	火	教頭会	教育委員会各課からの連絡	教育研修センター
	19	木	教育委員懇話会		本庁2階 特別会議室1
			平成31年度中学校使用教科用図書学習会	平成31年度中学校使用教科用図書の採択に係る学習会	議会棟4階 第1・2会議室
	21	土	ねやがわプールの「ねやぶ～」（～22日）	水遊び場	南小学校
	23	月	7月市議会臨時会	付議事件即決	市議会議場
	24	火	小学生サミット	寝屋川市小学生サミットの開催 ・各校の取組紹介	第五小学校
			中学生サミット	寝屋川市中学生サミットの開催 ・各部門よりの発表 ・いじめ撲滅劇の上映	市民会館
			ねやがわプールの「ねやぶ～」（～25日）	水遊び場	宇谷小学校
	26	木	教育委員会7月定例会		本庁2階 第1会議室
			平成30年度第2回社会教育委員会会議	1. 社会教育推進計画中間総括について、2. 社会教育部所管事業について、3. その他	議会棟4階 第1委員会室
北河内地区総合体育大会総合閉会式			式典	四條畷市役所	

7月・8月教育委員会行事計画書

(7月27日～8月31日)

月	日	曜	行事名	内容	場所
7	27	金	大阪府都市教育長協議会	夏季研修会	ホテルアウィーナ大阪
			ねやがわプールの「ねやぷ～」 (～28日)	水遊び場	西小学校
	30	月	ねやがわプールの「ねやぷ～」 (～31日)	水遊び場	中央小学校
8	1	水	校長夏季研修会	小中一貫教育について	教育研修センター
	2	木	ねやがわプールの「ねやぷ～」 の視察	視察	田井小学校
			教頭夏季研修会	小中一貫教育について	教育研修センター
			ねやがわプールの「ねやぷ～」 (～3日)	水遊び場	田井小学校
	3	金	大阪府総合体育大会総合開会式	式典	ホテルアウィーナ大阪
	4	土	スポーツ少年団すさみ町交流事業 (～5日)	式典、交流大会	野外活動センター、南寝屋川公園 他
	13	月	学校園閉庁日	全市立幼小中学校園において、「学校園閉庁日」を試行実施	
	19	日	第72回大阪府総合体育大会(第1日目)	大会	大阪府北ブロック
	23	木	教育フォーラム2018	講演会等	市民会館
	24	金	平成30年度近畿市町村教育委員会研修大会	研修会	滋賀県野洲市野洲文化ホール
	26	日	第72回大阪府総合体育大会(第2日目)	大会	大阪府北ブロック
	27	月	校長役員会	9月校長会の案件について	教育研修センター
	28	火	平成30年度生活指導夏季研修会全体会	実践報告及び講演会	エスポアール
	29	水	校長会	教育委員会各課からの連絡	教育研修センター
	30	木	教育委員懇話会		本庁2階 特別会議室1
			教育委員会8月定例会		本庁2階 第1会議室
	31	金	大阪府都市教育長協議会	夏季研修会及び定例会	ホテルアウィーナ大阪
			教育行政事務の点検及び評価に関する会議	事務の点検及び評価	本庁2階 第1会議室

報告第14号

市長からの意見聴取について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

平成30年7月26日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

専決処分の報告（平成30年度寝屋川市一般会計補正予算（第2号））（教育委員会関係分）

(単位：千円)

款・項・目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
繰入金・基金繰入金・財政調整基金繰入金	0	164,514	164,514	財政調整繰入金	164,514	164,514

(歳入)

(単位：千円)

8 款 教育費
1 項 教育総務費

3 教育研修センター費	75,310	259	75,569	-	259	-
計	1,405,461	259	1,405,720	-	259	-

11 需用費	259	[教育環境の整備・充実]
修繕料	259	1. 教育研修センターの運営・管理業務に要する経費 (修) 259 公共施設等の復旧等に係る経費 ・公共施設等の修繕等 教育研修センター

2 項 小学校費

1 学校管理費	861,616	93,621	955,237	-	93,621	-
---------	---------	--------	---------	---	--------	---

11 需用費	93,471	[教育環境の整備・充実]
一般消耗品費	3,096	1. 学校備品等の充実による経費
修繕料	90,375	公共施設等の復旧等に係る経費 ・公共施設等の修繕等 消 3,096 備 150 東・北・成美・明和・池田・中央 啓明・三井・神田・田井・桜・点野 楠根・梅が丘・宇谷・石津小学校
1B 備品購入費	150	
校用器具費	150	

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳		
				特 国府支出金 千円	財 源 の 他 千円	一般財源 千円
計	1,773,664	93,621	1,867,285		93,621	

3項 中学校費

1 学校管理費	444,309	51,188	495,497		51,188	
計	1,008,337	51,188	1,059,525		51,188	

節 区	説明 金額 千円	事業概要	要 要 千円
		2. 学校園施設管理業務に要する経費 (修) 公共施設等の復旧等に係る経費 ・公共施設等の修繕等 東・北・明和・池田・三井・木屋 田井・桜・梅が丘・石津小学校 ・ブロック併築急修繕 北・成美・池田・木屋・田井 点野・楯根・梅が丘・石津小学校	90,375 15,300 75,075

11 需用費	51,188	(教育環境の整備・充実)	
一般消耗品費	2,600	1. 学校備品等の充実に関する経費 (消)	2,600
修繕料	48,588	公共施設等の復旧等に係る経費 ・公共施設等の修繕等 第一・第三・第四・第五 第六・第八・中木田中学校	
		2. 学校園施設管理業務に要する経費 (修)	48,588
		公共施設等の復旧等に係る経費 ・公共施設等の修繕等 第二・第三・第四・第五・第六 第十・友呂岐・中木田中学校 ・ブロック併築急修繕 第三・第四・第十・友呂岐中学校	15,100 33,488

4 項 幼稚園費

目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特別 国府支出金	地方 その他	一般財源
1 幼稚園管理 費	千円 184,651	千円 14,014	千円 198,665	千円 -	千円 14,014	千円 -
計	453,557	14,014	467,571	-	14,014	-

区分	説明	金額	事業概要	要 要
11 需用費	14,014	14,014	[教育環境の整備・充実]	千円
修繕料	14,014	14,014	1. 学校施設管理業務に要する経費(修) 公共施設等の復旧等に係る経費 ・ブロック塀緊急修繕 中央・南・神田幼稚園	14,014

5 項 社会教育費

1 社会教育経 費	361,031	1,140	362,171	-	1,140	-
7 エスポート ル費	69,258	500	69,758	-	500	-
計	1,508,981	1,640	1,510,621	-	1,640	-

11 需用費	140	140	[文化の振興]	1,000
修繕料	140	140	1. 文化振興のための環境整備に要する経費(修) 公共施設等の復旧等に係る経費 ・その他 池の里市民交流センター	1,000
18 備品購入費	1,000	1,000	2. 文化財・地域文化資源の保護と活用体制づくりに要する 経費(修) 公共施設等の復旧等に係る経費 ・公共施設等の修繕等 市指定文化財 伝・楽河勝の墓	140
庁用器具費	1,000	1,000		
11 需用費	500	500	[生涯学習の充実]	-
修繕料	500	500	1. 学習活動のための環境づくりに要する経費(修) 公共施設等の復旧等に係る経費 ・公共施設等の修繕等 エスポータル	-

6 項 社会体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 社会体育施設費	千円 25,064	千円 3,000	千円 28,064	千円 -	千円 3,000	千円 -	
3 市民体育館費	51,669	792	52,461	-	-	792	
計	181,270	3,792	185,062	-	-	3,792	

区分	説明金額	事業概要	要
II 需用費	千円 3,000	【スポーツ活動の推進】 1. 施設の整備・充実に要する経費 (修) 公共施設等の復旧等に係る経費 ・公共施設等の修繕等、 野外活動センター	千円 3,000
修繕料	3,000		
II 需用費	792	【スポーツ活動の推進】 1. 施設の整備・充実に要する経費 (修) 公共施設等の復旧等に係る経費 ・公共施設等の修繕等 市民体育館	792
修繕料	792		

平成30年度寝屋川市一般会計補正予算（第3号）（教育委員会関係分）

(単位：千円)

(歳入)

款・項・目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
繰入金・ 基金繰入金・ 安全・安心なま ちづくり対策基 金繰入金	19,599	76,076	95,675	安全・安心なま ちづくり対策基金 繰入金	76,076	安全・安心 なまちづく り対策基金 繰入金

(歳出)

(単位：千円)

8 款 教育費
2 項 小学校費

1 学校管理費	955,237	50,505	1,005,742	-	-	50,505	-
計	1,867,285	50,505	1,917,790	-	-	50,505	-

11 費用費	50,505	[教育環境の整備・充実]	50,505
修繕料	50,505	1. 学校施設管理業務に要する経費（修） プロック塙改修 西・北・成美・明和・池田 啓明・神田・国松緑丘小学校	50,505

3 項 中学校費

1 学校管理費	495,497	16,744	512,241	-	-	16,744	-
計	1,059,525	16,744	1,076,269	-	-	16,744	-

11 費用費	16,744	[教育環境の整備・充実]	16,744
修繕料	16,744	1. 学校施設管理業務に要する経費（修） プロック塙改修 第三・第七・第十中学校	16,744

4項 幼稚園費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源	財 源 の 他	財 源	財 源
				国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
				千 円	千 円	千 円	千 円
1 幼稚園管理費	198,665	8,827	207,492	-	-	8,827	-
計	467,571	8,827	476,398	-	-	8,827	-

区分	説明金額 千円	事業概要	要 要
11 雑用費	8,827	(教育環境の整備・充実)	
修繕料	8,827	1. 学校施設管理業務に要する経費(修 ブロック修 南・啓明幼稚園)	8,827

報告第15号

寝屋川市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の答申について

寝屋川市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会に諮問した平成31年度使用
中学校教科用図書「特別の教科 道徳」の選定について答申を受けたので、教育
委員会に報告し承認を求める。

平成30年7月26日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫



平成 30 年 7 月 13 日

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫 様

寝屋川市立義務教育諸学校
教科用図書選定委員会
委員長 野呂 泰



平成 31 年度使用の寝屋川市立義務教育諸学校教科用図書について (答申)

教育委員会より諮問のありました標記の件について、別添のとおり答申いたします。

記

1. 答申事項

(1) 平成 31 年度使用寝屋川市立中学校教科用図書の選定に関する事項

平成31年度使用
寝屋川市立義務教育諸学校教科用図書について

(答申)

寝屋川市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会

1. 発行者（会社名） 8社

2. 東書 11. 学図 17. 教出 38. 光村 116. 日文 224. 学研
232. あかつき 233. 日科

2. まとめ

<目標・内容の取扱い>

東書・学図・教出・日文は教材の冒頭に、光村は、冒頭と末尾に、あかつきは末尾に、主題となるテーマ等を設定しており、生徒らが何を学ぶのか意識することができる。学研・日科は、教材に主題名を明記しないことで、生徒が主体的に課題意識を持ち、取り組むことができるよう工夫されている。

<人権の取扱い>

各社とも、全ての学年において「生命尊重」をテーマとした教材が複数取り扱われている。東書・学図・日文・日科は、現代的な人権課題として性的マイノリティを取り扱った教材を設定している。

<内容の程度>

いじめに関しては、各社ともに全ての学年で取り扱われており、東書・光村・日文・学研は、ユニットや関連コラム・特設ページ等を設定し、取り組むことができるよう工夫されている。

<組織・配列>

日文・あかつきは、本冊と道徳ノートの2分冊で構成されている。光村は、年間を4つのシーズンに分け、発達段階に応じた学びのテーマが設定されている。学研は、重点テーマに関連する複数の教材を連続させ、学びが深まる工夫をしている。教出は、中学校を舞台にした教材を各学年に配置し、日科は、同じ登場人物を扱った教材を配置することで、学年間の関連性を持たせている。また、あかつきは、内容項目についての解説を掲載し、学ぶべき価値について理解できるよう配慮されている。日科は、内容項目順に教材が配列されており、学習の時期を選択できるように工夫されている。

<創意工夫>

各社とも、振り返りページを設定し、評価につなげることができるよう工夫されている。学図は、学年冒頭にグループワークを設定している。東書・光村・日文・学研は、他の教科・領域との関連を記載し、多様な学習が展開できるよう工夫されている。また、あかつきは、教材と合わせて活用できるよう、先人や著名人の名言を各教材末に掲載し、学びが深まるよう工夫されている。

<補充的な学習・発展的な学習>

東書・教出・光村は、郷土との関連を学ぶことができるよう巻末に資料を掲載している。学図・教出・日文は、保護者記入欄や保護者向けの解説ページを設けるなど、家庭との連携を図ることができるよう配慮されている。あかつきは、別冊「道徳ノート」にも、学習内容を補充するための資料等が掲載されている。

議案第22号

公文書の部分開示決定に係る審査請求についての裁決について

公文書の部分開示決定に係る審査請求について、別紙のとおり裁決するため、教育委員会の議決を求める。

平成30年7月26日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

審査請求人が平成28年8月5日に提起した公文書の部分開示決定（平成28年5月6日付け社文ス第262号）に係る審査請求について、寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会の答申を得て、裁決するため。

裁 決 書

審 査 請 求 人

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

処 分 庁 寝屋川市教育委員会

審査請求人が平成 28 年 8 月 5 日に提起した処分庁による公文書の部分開示決定(平成 28 年 5 月 6 日付け社文ス第 262 号)に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求のうち、文書番号 18 の A-11(1)及び文書番号別 2～別 6 の収支予算書(積算根拠を除く。)に係る不開示の取消しを求める部分の審査請求を却下し、その余の部分の不開示の取消しを求める審査請求を棄却する。

審査請求の特定等

1 審査請求の特定

本件処分 寝屋川市教育委員会による平成 28 年 5 月 6 日付け社文ス第 262 号部分開示決定

追加処分 寝屋川市教育委員会による平成 28 年 12 月 5 日付け社文ス第 1613 号部分開示決定

2 本件における表記

本件について、名称等を次のとおり略記する。

略記	正式名称等
文書番号 18	本件処分の決定書別紙「特定した公文書」に No. 18 とある文書
比較表	本件処分の決定書別紙「特定した公文書」に No. 18 とある文書における寝屋川市立地域交流センター指定管理者申請書団体比較表
文書番号別 2～別 6	本件処分の決定書別紙「特定した公文書」に別 2 から別 6 までとある文書
本件施設	寝屋川市立地域交流センター

事案の概要等

1 事案の概要

本件は、審査請求人が、処分庁に対し、寝屋川市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、「地域交流センター指定管理者選定に係る文書（議事録、採点表、応募団体名を含む。）」の開示を請求したところ（以下「本件開示請求」という。）、処分庁が本件開示請求に係る公文書の一部について、その開示を拒否する決定をしたので、審査請求人が行政不服審査法の規定に基づき、審査庁に対し、本件処分のうち、

ア 文書番号 18 の上段、比較表のうち、指定されなかった事業者の様式 A-11 の欄 ((4)及び(5)を除く。)

イ 文書番号 18 の下段、比較表のうち、指定されなかった事業者の様式 A-3、A-6 及び A-11 の欄以外の欄

ウ 文書番号別 2～別 6 の 3、4

を不開示とした部分の取り消しを求めるものである。

2 本件審査請求に係る経緯

(1) 公文書の開示請求

審査請求人は、平成 28 年 4 月 1 日に、条例第 5 条第 1 項の規定により、本件開示請求をした。

(2) 本件処分

処分庁は、条例第 10 条第 2 項の規定により、平成 28 年 5 月 6 日まで開示決定期間を延長することを平成 28 年 4 月 1 日付け社文ス第 37 号決定期間延長通知書によって審査請求人に通知し、平成 28 年 5 月 6 日、条例第 7 条及び第 10 条第 3 項の規定により、部分開示決定をして、同日付け社文ス第 262 号部分開示決定書によって審査請求人に通知した。

(3) 審査請求

審査請求人は、平成 28 年 8 月 5 日、本件処分について、審査庁に対し、本件審査請求をした。

(4) 追加処分

処分庁は、平成 28 年 12 月 5 日、条例第 7 条及び第 10 条第 3 項の規定により、部分開示決定をして、同日付け社文ス第 1613 号部分開示決定書によって審査請求人に通知した。

(5) 本件処分による不開示部分及びその理由

(2)及び(4)の処分において、文書番号 18 及び文書番号別 2～6 については不開示部分があり、その不開示理由も提示した。

(6) 補充申立書

審査庁は、平成 28 年 12 月 26 日、審査請求人に対し、口頭にて審査請求に係る補正書を平成 29 年 1 月 20 日までに提出するよう求め、審査請求人は、平成 29 年 1 月 26 日、審査庁に対し、補充申立書を提出した。

(7) 弁明書

審査庁は、平成 29 年 1 月 30 日、処分庁に対し、補充申立書の副本を送付するとともに、同年 2 月 20 日までに弁明書を提出するよう求め、処分庁は、平成 29 年 2 月 20 日、審査庁に対し、弁明書を提出した。

(8) 反論書

審査庁は、平成 29 年 2 月 20 日、審査請求人に対し、弁明書の副本を送付するとともに、反論書を提出する場合は、平成 29 年 3 月 21 日までに提出するよう求め、審査請求人は、平成 29 年 3 月 23 日、審査庁に対し、反論書を

提出した。

(9) 口頭意見陳述申立

審査庁は、平成 29 年 4 月 10 日、審査請求人に対し、口頭意見陳述に係る意向についての文書を送付し、口頭意見陳述を申立てする場合は、平成 29 年 4 月 28 日までに提出するよう求め、審査請求人は、平成 29 年 4 月 18 日、審査庁に対し、口頭意見陳述申立書を提出した。

(10) 口頭意見陳述審理手続担当員の指名

平成 29 年 6 月 9 日、本件審査請求の口頭意見陳述の審理手続を行う者として、審査庁の職員を指名し、同日付けでその旨を審査請求人に通知した。

(11) 口頭意見陳述の実施

審査庁は、平成 29 年 6 月 26 日、審査請求人に対し、口頭意見陳述の実施通知を送付するとともに、同年 7 月 10 日までに質問趣意書を提出するよう求め、審査請求人は、平成 29 年 7 月 18 日、審査庁に対し、質問趣意書を提出した上で、平成 29 年 7 月 24 日、口頭意見陳述を実施した。

(12) 寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会への諮問

審査庁は、平成 29 年 9 月 15 日付けで寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、平成 30 年 5 月 8 日付けで答申（以下「本答申」という。）を得た。

(13) 処分庁は、本答申の内容を受け、文書番号別 2～別 6 の各 4 の B-1 から B-2-5 の各指定応募様式に記録しているもの及び各応募事業者がそれぞれ任意の様式で、任意に処分庁に提供した情報について、平成 30 年 6 月 26 日、条例第 7 条及び第 10 条第 3 項の規定により、部分開示決定をし、同日付け社文ス第 765 号部分開示決定通知書によって審査請求人に通知した。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は概ね次のとおりと解される。

(1) 文書番号 18 の上段、比較表のうち、指定されなかった事業者の様式 A-11 の欄（(4)及び(5)を除く。）を不開示とした処分について

様式A-11の欄のうち個人情報に記載されているのは様式A-11(2)の欄のみであり、その他の箇所には個人情報は記載されていない。したがって、上記処分は、事実と反しており、条例第6条第1項第1号を根拠として不開示とすることは、条例の適用を誤っている。

- (2) 文書番号18の下段、比較表のうち、指定されなかった事業者の様式A-3、様式A-6及び様式A-11の欄以外の欄を不開示とした処分（同比較表の欄のうち指定されなかった各応募事業者に係る情報を記録したA-8、A-9及びB-1の部分を不開示とした処分）について

これらと同種の情報は、審査請求人が平成22年に行った開示請求に対し、すべて開示されているが（平成23年1月21日付け社文ス第1334号）、これらの情報は当時もやはりいわゆる法人情報であり、条例第6条第1項2号アに該当したと考えられる。

しかるに今回の不開示理由を見ると、条例の文言をそのまま書き写したものであって、なぜ今回俄に不開示とするにいたったかは理解できない。前回開示されたのは、開示しても「当該法人の正当な権利を損なうおそれはない」と判断したからだと推測されるが、それと同種の文書を実施機関は今回なぜ「開示すると当該法人の権利を損なう」と判断したのか客観的かつ明確な理由が示されないままになされた処分は、理由不備であり違法である。

また、応募事業者は、応募した以上、これらの情報が開示されることを了解しているはずである。

- (3) 文書番号別2～別6の「3 事業報告、決算報告、事業計画及び今年度予算」及び「4 様式A-7～様式A-12に関する文書全部（様式A-11(1)の文書については、積算根拠が記載された部分に限る。）」を不開示とした処分について

上記(2)の理由に同じ。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は概ね次のとおりと解される。

- (1) 文書番号18の上段、比較表のうち、指定されなかった事業者の様式A-11の欄（(4)及び(5)を除く。）を不開示とした処分について

A-11(1)及び(2)の部分には条例第6条第1項第1号本文が不開示情報として定める個人情報記録されているため不開示としたものであり、したがって当該部分を不開示としたことに違法又は不当はない。

- (2) 文書番号18の下段、比較表のうち、指定されなかった事業者の様式A-3、様式A-6及び様式A-11の欄以外の欄を不開示とした処分(同比較表の欄のうち指定されなかった各応募事業者に係る情報を記録したA-8、A-9及びB-1の部分を不開示とした処分)について

A-8、A-9及びB-1の部分には指定されなかった各応募事業者による具体的な提案内容が記録されており、これらの情報は本件施設の指定管理者として当該事業者が当該施設を運営しようとする上で個別具体性があり、実務的かつ専門的な内容である。

したがって、これらの情報は開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがある営業上の秘密であり、条例第6条第1項第2号アが定める不開示情報に当たる。したがって当該情報を不開示としたことに違法又は不当はない。

また、審査請求人が平成22年に行った開示請求に対しては同種の情報を開示し、他方、今回は開示しないこととした理由は、教育委員会からの照会に対し、各応募事業者が、平成22年の開示請求に対しては営業上の秘密に該当しないと回答したのに対して、今回は開示を望まない旨の申出があったからである。

- (3) 文書番号別2～別6の「3 事業報告、決算報告、事業計画及び今年度予算」及び「4 様式A-7～様式A-12に関する文書全部(様式A-11(1)の文書については、積算根拠が記載された部分に限る。)」を不開示とした処分について

文書番号「別2～別6」の各3及び4の部分には指定されなかった事業者による具体的な提案内容が記載されているが、これらの情報は当該事業者が一般には公表していない「事業報告書、決算報告、事業計画及び今年度予算」という法人の内部管理に属するものであり、営業上の秘密に関するものであるから、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第6条第1項第2号アが

定める不開示情報に当たる。したがって、当該情報を不開示としたことに違法又は不当はない。

また、審査請求人が平成 22 年に行った開示請求に対しては同種の情報を開示し、他方、今回は開示しないこととした理由は、教育委員会からの照会に対し、各応募事業者が、平成 22 年の開示請求に対しては営業上の秘密に該当しないと回答したのに対して、今回は開示を望まない旨の申出があったからである。

理 由

1. 本件に係る条例の規定について

条例第 6 条第 1 項本文では、「実施機関は、公文書の開示の請求に係る情報が、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを開示しなければならない。」と規定し、同項第 1 号では「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別されうるもの。」と規定している。

また、同項第 2 号では「法人その他の団体（国及び地方公共団体その他の公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報若しくは当該個人から提供された事業に関しない情報であって、次に掲げるもの。」と規定し、同号アで「開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を規定している。

2. 本件処分について

(1) 審理関係人の主張の要旨(1)について

審査請求人は、A-11 に記録されている情報のうち条例が不開示情報として定めるものは(2)に記録されているもののみであるから、(1)に記録されているものを個人情報であることを理由に開示しないことは違法である、と主張している。

これについて A-11 は(1)、(2)、(4)及び(5)で構成されており、(3)は存在しな

い。これらのうち、(4)及び(5)については、本件処分によって開示されている。

また、追加処分によって、本件処分のうち(1)を不開示とした部分を取消しており、当該部分の取消しを求める審査請求人の審査請求の利益は消滅している。(2)には、本件施設の指定管理者に選定されなかった事業者の従業員につき、その氏名及び特技・資格・特徴等の情報が記載されており、当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであり、条例第6条第1項第1号本文に該当するため、開示することはできないものである。

なお、審査請求人は(2)の部分に記録されている情報について、それを条例が不開示情報として定める個人情報であることを認めていることから、同欄に個人情報が記載されていることに争いはなく、条例の適用にも誤りはない。

(2) 同(2)及び(3)について

① まず、文書番号別2～別6に記録されている情報のうち、A-11の(1)収支予算書について検討する。

処分庁は、本件処分のうち文書番号別2～別6に記録されている情報のうち収支予算書を不開示とした部分については、追加処分において取り消していることから、積算根拠が記載されている部分を除き、当該部分を不開示とした取消しを求める審査請求人の審査請求の利益は消滅している。

そして、追加処分後においても不開示とされている積算根拠は収支予算書に記された収入金額及び支出金額につき、内訳ごとに、その具体的な算出根拠を示したものであるところ、これら算出根拠は各応募事業者がそれぞれ独自に有する営業上の経験、知識、技術、秘訣等のいわゆるノウハウに基づいたものであるから、これらを開示すると当該法人等のノウハウが公となり、それらの者の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第6条第1項第2号アの定める不開示情報に該当すると解するのが相当であり、本答申においても積算根拠を不開示とした本件処分に違法又は不当はない、と示されている。

② 次に、文書番号18の下段、比較表のうち、選定されなかった各応募事業者に係る情報を記録したA-8、A-9及びB-1並びに文書番号別2～別

6の各3及び4に記録されている情報のうち①に係る情報を除いたもの（以下「本件情報」という。）について検討する。

本件情報には、選定されなかった事業者の本件施設の管理運営に係る具体的な提案内容に係る情報が記載されており、本件施設の指定管理者として当該事業者が同施設を運営しようとする上で個別具体性があり、実務的かつ専門的な内容であって、利用価値が高いものである。

当該情報は、営業上の秘密に関するものであって、平成19年8月3日付け寝情審答申第2号（以下「平成19年答申」という。）においても「事業者の競争上の地位を害するおそれのある情報」に該当するとされており、条例第6条第1項第2号アに定める不開示情報に該当する。

また、本答申においても、これらの情報は、各応募事業者が他の応募事業者に比して自己が指定管理者として優れていることを主張する内容であることから、当然、管理に関する多くのノウハウが記載されており、今日、多くの地方公共団体が指定管理者制度を導入する一方、事業者においても公の施設を指定管理者として管理することを新規事業の一環として展開している現状に鑑みれば、指定管理者に応募する事業者にとって他の応募事業者の有する管理上のノウハウは最も入手したい情報のひとつであることから、本件情報は開示することにより指定されなかった応募事業者の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第6条第1項第2号アの定める不開示情報に該当すると解するのが相当であり、本件情報を不開示とした本件処分に違法又は不当はない、と示されている。

- ③ その他、審査請求人は、処分庁が審査請求人の平成22年に行った同種の情報に係る開示請求に対しては開示する旨の決定を行っていたことを取り上げ、本件決定と異なる取扱いをしたことの合理的理由が示されていないと、審査請求人が説明を求めるものである。

この点については、開示請求に係る情報が条例の定める不開示情報に該当するかどうかは、条例の規定に従って判断されるべきであって、本件開示請求に係る情報と同種の情報が、本件開示請求とは異なる開示請求に対して開示されたかどうかによって判断されるものではなく、また、開示請

求に係る法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報が不開示情報に該当するかどうかは、当該法人又は個人の判断若しくは開示に対する同意の有無によって決せられるものではなく、条例の定める実施機関が条例の定めに従って自ら判断すべきものであり、審査請求人の主張は失当である。

- ④ 最後に、審査請求人は、応募事業者は、応募した以上、これらの情報が開示されることを了解しているはずである、と主張しているが、そのように解すべき根拠は見当たらない。

3 結論

以上のおおりに、本件審査請求のうち、文書番号 18 の A-11(1)及び文書別 2～別 6 の収支予算書（積算根拠を除く。）に係る不開示の取消しを求める部分の審査請求については、審査請求の利益がなく、不適法なものであるため行政不服審査法第 45 条第 1 項の規定により、また、その余の部分の不開示の取消しを求める審査請求については、本件処分に違法又は不当な点は認められず、理由がないことから、同条第 2 項の規定により、主文のおおりに裁決する。

平成 30 年 7 月 日

審査庁 寝屋川市教育委員会

(教 示)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、寝屋川市を被告として（訴訟において、寝屋川市を代表する者は寝屋川市教育委員会となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、寝屋川市を被告として（訴訟において、寝屋川市を

代表する者は寝屋川市教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

議案第23号

寝屋川市小学校就学前教育支援プログラム審議会規則の制定について

寝屋川市小学校就学前教育支援プログラム審議会規則を制定するため、教育委員会の議決を求める。

平成30年7月26日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市小学校就学前教育支援プログラム審議会の設置に伴い、教育委員会規則の制定が必要となったため。

議案第24号

平成31年度使用小・中学校教科用図書の採択について

平成31年度使用小・中学校教科用図書の採択のため、教育委員会の議決を求める。

平成30年7月26日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

平成31年度使用小・中学校教科用図書の採択を行うため。

小学校用教科書

種 目	発行者	書 名
国 語	光村図書出版	国 語
書 写	光村図書出版	書 写
社 会	日本文教出版	小学社会
地 図	帝国書院	楽しく学ぶ 小学生の地図帳4・5・6年
算 数	新興出版啓林館	わくわく算数
理 科	新興出版啓林館	わくわく理科 わくわく理科プラス
生 活	新興出版啓林館	せいかつ せいかつ たんけんブック
音 楽	教育芸術社	小学生の音楽
図画工作	開隆堂出版	図画工作
家 庭	東京書籍	新編 新しい家庭
保 健	東京書籍	新編 新しい保健
特別の教科 道徳	光村図書出版	きみが いちばん ひかるとき

中学校用教科書

種 目	発行者略称	書 名
国 語	光村図書出版	国語
書 写	東京書籍	新編 新しい書写
社 会 (地理的分野)	帝国書院	社会科 中学生の地理 世界の姿と日本の国土
社 会 (歴史的分野)	東京書籍	新編 新しい社会 歴史
社 会 (公民的分野)	日本文教出版	中学社会 公民的分野
地 図	帝国書院	中学校社会科地図
数 学	新興出版啓林館	未来へひろがる数学 MathNavi ブック
理 科	新興出版啓林館	未来へひろがるサイエンス マイノート
音 楽 (一 般)	教育芸術社	中学生の音楽
音 楽 (器楽合奏)	教育芸術社	中学生の器楽
美 術	光村図書出版	美術
保健体育	東京書籍	新編 新しい保健体育
技術・家庭 (技術分野)	東京書籍	新編 新しい技術・家庭 技術分野 未来を創る Technology
技術・家庭 (家庭分野)	東京書籍	新編 新しい技術・家庭 家庭分野 自立と共生を目指して
外国語 (英 語)	開隆堂出版	SUNSHINE ENGLISH COURSE

平成 27 年度使用
寝屋川市立義務教育諸学校教科用図書について

(答申)

寝屋川市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会

1. 発行者（会社名） 5社

2. 東書 11. 学図 15. 三省堂 17. 教出 38. 光村

2. まとめ

<目標・内容の取扱い>

各社とも、「話す・聞く」「書く」「読む」領域の学習がバランスよく系統的に行えるように配慮されている。光村では、言葉の特徴やきまりなど言葉の学習が「言葉」として掲載されており、言語に対する知識や感覚を養える工夫がされている。東書では、動物、メディア、環境等の幅広い範囲から興味を持って、主体的に学習ができるようになっている。

<人権の取扱い>

各社とも、他者を理解する言語活動が取り入れられている。また、戦争と平和、国際貢献の大切さを学べるようになっている。また、自然、環境を大切に思う心を養う教材が各学年で取り入れられており、児童の興味を広げる読み物を取り上げている。

<内容の程度>

各社とも、学習事項を活用し、思考力・判断力・表現力が育つよう工夫している。東書では、各巻末に「言葉の力のまとめ」や「言葉の力を活用しよう」が設けられ、「言葉の力」で振り返ることができるようになっている。光村では、長年親しまれている作品と、今の児童が共感できる作品がバランスよく取り上げられている。三省堂では、新出漢字が、読み方や表現の仕方を事前に学べるように配列されている。

<組織・配列>

各社とも、他教科と関連付けて学べるように配列されている。学図は、単元の冒頭に学習の流れを図示し、学習の見通しを持てるようにしている。また、東書と光村では、1年間の学習の見通しを児童が持てるように工夫されている。

<創意工夫>

各社とも、学校の図書館の使い方が1年生から取り上げられている。学図と光村では、説明文のプレ教材を設け、読解の技能の定着と論理的な思考力の育成への工夫がされている。東書では、学力の基盤としてのノート作りを重視し、全学年に国語のノートの作り方を提示している。

<補充的な学習・発展的な学習>

各社とも、前年に習った漢字の熟語を多く集めており、振り返り学習ができるようになっている。また各社とも、単元の終わりに関連した内容の本を紹介している。東書、教出、光村では、多くの本を紹介し、読書意欲が高まるよう配慮されている。

1. 発行者（会社名） 6社

2. 東書 11. 学図 15. 三省堂 17. 教出 38. 光村 116. 日文

2. まとめ

<目標・内容の取扱い>

各社とも、毛筆で学習したことを硬筆で活かせるようになっている。日文では、基礎基本を重視しており、知識と技能を習得させるために、主教材において「①考える→②確かめる→③いかす」の三段階で学習できるようになっている。

<人権の取扱い>

各社とも、教材の児童名、キャラクター、写真などの男女比に配慮がされている。学図では、鉛筆の持ち方で、鉛筆の先が見えるように持つことが指導されているなど、支援を要する児童への配慮がされている。

<内容の程度>

東書では、各学年で「ノートに書こう」というページが設けられ、他教科の学習に活用できる内容を掲載し、書く活動につなげられるよう工夫されている。光村では、1・2年の「えんぴつのもちかた」で、正しい持ち方を示す写真や、紙を押さえる手のイラストも掲載され、分かりやすい。また、書くときの姿勢についての扱いが大きく、姿勢を意識して学習に取り組むことができるようになっている。

<組織・配列>

学図と光村では、児童が主体的に学習に取り組めるよう配慮されている。三省堂では、各題材の最後に自己評価の観点が示され、自らの学習を振り返り、学習内容を確認することで定着を図るとともに、書写の学び方が身につくよう配列に配慮がされている。

<創意工夫>

各社とも「行書」について触れられており、中学校への学習の興味付けとなっている。光村では、4年の「文字の組み立て方」として、点画シールを貼り、具体的な操作を行いながら「かまえ」や「たれ」と、中の部分の組立てを理解することができるよう工夫されている。また「たいせつ」で、筆順と字形、筆順と画の付き方などを取りあげ、筆順と字形との関連を意識できるよう工夫されている。

<補足的な学習・発展的な学習>

東書では、身の回りの文字や世界の文字、色々な時代の文字などを探すコーナーが設けられ、6年では文字に込められた思いを考えることで、生活の中での文字の活用に繋がるよう工夫されている。光村では、1年で、夏休み前に絵日記の書き方について取り扱い、国語科の学習との関連を図っている。

平成 27 年度使用教科書（小学校）答申 種目【社会】

1. 発行者（会社名） 4社
2. 東書 17. 教出 38. 光村 116. 日文

2. まとめ

<目標・内容の取扱い>

各社とも、重要語句について、「ことば」や「キーワード」として取り上げ、基礎的・基本的な知識・技能の定着が図られるよう配慮がされている。

<人権の取扱い>

各社とも、国際理解の観点から色々な国を取り上げ、日本とのつながりや文化の違い、人々の暮らしについて記述することで、世界の人々と共生することの大切さを示している。また、少数民族、子どもの権利条約、ハンセン病、共生することの大切さなどを取り上げ、基本的人権を学習するよう配慮されている。

<内容の程度>

各社とも、児童の発達段階に応じた分かりやすい文章表現に配慮している。東書では、文や資料など情報量が多く、詳しい内容となっている。教出は、写真やイラストなどの資料が大きく見やすい。日文では、課題の提示や内容の説明など要点を押さえており、児童にとって理解しやすい。

<組織・配列>

各社とも、問題解決的な学習を意識した構成になっている。教出では、6年の最初に身近な史跡を取り上げ、東書、日文では、6年の最初に年表を掲載し、児童の興味関心を高めるよう工夫されている。

<創意工夫>

教出では、資料の読み取り方や、学習場面での活動方法や手順などが示され、学習技能の習得を図っている。日文では、「ふりかえってみよう」により、学習のまとめ方を示し、分かったことや考えたことが表現できるように配慮されている。

<補充的な学習・発展的な学習>

東書、光村、日文では、新聞づくりや話し合い活動、スピーチなど、多様な言語活動が例示されており、児童の発達段階に応じた配慮がされている。

1. 発行者（会社名） 2社

2. 東書 46. 帝国

2. まとめ

<目標・内容の取扱い>

各社とも、地図の見方、地図帳の索引の引き方、統計資料の活用の仕方、47都道府県の名称と位置、主な国の名称と位置、我が国の位置と領土、地形や気候・歴史の概要・地球儀などについて、理解をするために必要な資料が豊富に取り上げられている。

<人権の取扱い>

各社とも、広島原爆ドーム、阪神淡路大震災・東日本大震災などの自然災害を取り上げ、平和や人権の大切さについて考えることができる。東書では、沖縄の軍用地の問題やひめゆりの塔、日本の世界遺産について写真を入れて紹介し、帝国では、世界の人々の暮らしや文化などの写真、巻末には世界の国々の言葉で「こんにちは」が掲載されており国際理解や多様な言語について考えることができる。

<内容の程度>

各社とも、小学校の地理学習・歴史学習に必要な内容を十分に網羅している。東書では、各学年の学習テーマに関する情報が詳しく取り上げられ、東京や京都などは観光マップのように分かりやすく工夫されている。帝国では、地図上に産業・交通・歴史など、各学年の学習内容の情報が豊富に取り上げられている。また、地図帳の使い方として、大阪府内を事例に掲載している。

<組織・配列>

東書では、A4サイズでの大きな地図で見やすい工夫がされており、島々の連なりや海底地形の様子が実感しやすく構成されている。帝国では、折込み見開きページを効果的に活用し、日本や世界など全体図がとらえやすい。また、各社とも色覚特性への配慮として、図や写真の説明文などは全て改行して読みやすくしたり、田・畑・果樹園など土地利用ごとに色・模様・記号で判別しやすくしたりするなど、工夫がされている。

<創意工夫>

東書では、索引に「チェック欄」や「マイ・インデックス」コーナーが設けられ、主体的に学習に取り組めるよう工夫されている。帝国では、各都道府県の名称と位置を「有名なもの」と関連づけながら身につけられるよう工夫され、巻末では「防災マップづくり」を通じて、地図にまとめ、発表する力を身につけさせられるよう工夫されている。

<補充的な学習・発展的な学習>

東書では、地図活用の手掛かりを子どもの言葉で提示し、学習のねらい等を理解しやすいよう工夫しており、地図の使い方を学ぶことができる。帝国では、地図帳の使い方について、より詳しく記載されており、索引の色分けも見やすくなっている。

平成27年度使用教科書（小学校）答申 種目【算数】

1. 発行者（会社名） 6社

2. 東書 4. 大日本 11. 学図 17. 教出 61. 啓林館 116. 日文

2. まとめ

<目標・内容の取扱い>

各社とも、問題解決的な学習活動が進められる内容となっている。日文では、側注に学習の見通しや考え方のヒントを示し、問題解決の手助けをしている。東書と啓林館では、学習のめあてを示し、考えることを明確にした学習が進められるようにしている。学図では、問題解決の手だてに役立つように「算数でよく使う考え方」において、具体例で示し解説している。また、各社とも思考力・表現力の基礎を育むためにノートの書き方の例を示している。

<人権の取扱い>

各社とも、共生・環境教育・国際理解教育などを取り入れることで、人権に配慮した取り扱いになっている。啓林館では、金箔を打つ職人の写真や社会人からのメッセージを掲載するなどキャリア教育の観点の素材を取り上げている。

<内容の程度>

各社とも、文章問題で図を用いて考えることができるように配慮がされている。日文では、テープ図や数直線の書き方・読み方などを低学年から系統的に指導できるように「よみとろう あらわそう」を設定している。教出では、「学びの手引き」を設定し、数直線の書き方や作図技能の手順を繰り返し掲載している。

<組織・配列>

各社とも次の単元の学習へつながる既習事項の確認問題を設定し、基礎・基本の確かな定着が図られるように構成している。また、各社とも中学校数学へつながる内容の一部を6学年に設定し、数学への関心が持てるようにしている。特に学図では、別冊として「中学校のかけ橋」を作成し、数学の内容を扱う教材を設定している。また東書では、6学年の目次に既習事項とのつながりに加え、中学校数学とのつながりも掲載している。

<創意工夫>

東書では、実生活の中で学習した内容を見つけたり発表したりする活動を「算数をつかって」で設定している。啓林館では、学んだことを実験によって確認し実感を伴った理解ができるように「算数実験室」を設定している。日文では、教室の内外で取り組む活動を「いち・に・算活」で設定している。大日本では、「算数たまてばこ」で割引き券を使って上手に買い物をする方法を考えさせるなど生活とつながる課題を設定している。

<補足的な学習・発展的な学習>

各社とも、巻末や単元末に補充問題などを設定している。東書では、統計資料を読み取って解決する課題を「算数の目で見よう」で設定している。啓林館では、学習したことを活用する問題を「考えを広げよう、深めよう」で設定している。東書、教出、啓林館、学図では、PISA型学力の育成を図っている。

1. 発行者（会社名） 5社

2. 東書 4. 大日本 11. 学図 17. 教出 61. 啓林館

2. まとめ

<目標・内容の取扱い>

各社とも、問題解決的な学習活動を進められるような内容になっている。特に学図では、紙両面サイドバーに問題解決の流れを示し、「考察」場面を明記するなど、学習課題が明確である。また啓林館では、各学年巻頭に「学習の進め方」を設け、結果から考察する過程が丁寧に展開されている。

<人権の取扱い>

各社とも、観察・実験時の安全面への配慮、男女平等への配慮、環境教育などへの配慮が見られる。大日本では、自然環境と人間生活との関わり、防災についても考えられるよう配慮がされている。

<内容の程度>

東書では、既習事項の確認を重視し、学習内容との関連付け、結論を導く活動を重視している。大日本では、観察カードやノート例を示し、表現力育成に力を入れている。啓林館では、「わくわく理科プラス」に書くことを通して、主体的な学習の積み重ねを図っている。

<組織・配列>

東書では、生活事象との関連など、学習の動機づけを重視している。学図では、単元の組み替えにも柔軟に対応できる構成になっている。教出では、「学習のつながり」で学習の系統性を重視し、既存の知識を使って根拠ある考えを導き出せるように配慮されている。啓林館では、単元内では子どもが主体的に学習できるよう、観察・実験の事前事後活動の充実を図り、結果・考察は次の見開きに掲載されている。

<創意工夫>

各社とも、調べ学習の際、図書や情報機器の活用についても積極的に紹介している。また、実社会・実生活との関連性をもとに、実感を伴った学びに結び付けていく工夫がされている。啓林館では「つくってみよう！」が新設されており、児童が興味関心を維持できるように工夫されている。また、東書では、巻末に「ものづくり」の付録が付けられている。

<補足的な学習・発展的な学習>

東書、啓林館では、中学校理科との連携を意識し、期待感を持って進級できるよう配慮されている。啓林館の「わくわく理科プラス」では、単元ごとに「学習のはじめに」と「学習の終わりに」で構成されており、様々な指導プランに対応できるようになっている。

1. 発行者（会社名） 7社

2. 東書 4. 大日本 11. 学図 17. 教出 38. 光村 61. 啓林館 116. 日文

2. まとめ

<目標・内容の取扱い>

各社とも、学習指導要領の内容項目について、バランス良く取り扱っている。東書では、町探検を通して自然の変化を感じ、地域との交流を深められるようになっている。啓林館では、生き物についての秘密や自然や草花を利用した遊びをたくさん紹介し、遊びの中で自然との関わりが感じられるように配慮されている。

<人権の取扱い>

各社とも、障がい者や高齢者、外国人、車いすの児童などを取り上げ、身近な人々への理解に結びつくよう配慮している。また、家族の分担や家庭での生活を取り上げ、家族のつながりを考えることができるよう構成されている。

<内容の程度>

東書では、「べんりてちょう」によって、児童の生活経験に応じた興味・関心を高める工夫がされている。学図では、写真を使って学校生活の流れを示し、学校生活への興味・関心を高めている。啓林館では、別冊「たんけんブック」に、草花を使ったおもちゃ作りや動植物の紹介を豊富に掲載し、学習活動への関心を高めている。日文では、自分で考える遊びを取り入れ、生活経験に応じた様々な活動例を取り上げている。

<組織・配列>

各社とも、写真や絵を活用することで興味・関心を高められるよう工夫されている。啓林館では、見開きで大きな写真を掲載し、活動への意欲を引き出す工夫がされている。また、自然観察や町探検も複数回設定し、変化が感じられるよう配慮している。教出では、生活科ノートで1年間の学習の振り返りが効果的にできるよう工夫されている。日文では、町の人と繰り返し関わることで、社会との関わりが深まるよう工夫されている。

<創意工夫>

日文では仕事について調べるだけでなく、実際に体験する場面を取り上げることで、実感を持たせる学習展開になっている。大日本では、モノクロ写真を提示し、秋の紅葉の様子を想像させる工夫をしている。啓林館では、遊びながら自然や科学事象に気付くことができるよう構成されている。また、実物大の写真に掲載するなど、実感を伴うような配慮がある。

<補充的な学習・発展的な学習>

各社とも理科・社会科学学習へつながるよう配慮されている。啓林館の別冊「たんけんブック」は、実際の活動での「手引き」として活用できる。

1. 発行者(会社名) 2社
17. 教出 27. 教芸

2. まとめ

<目標・内容の取扱い>

各社とも学年内、また学年を越えて系統的に学習できるよう配慮されている。教出では、基礎・基本の定着を図る主要な教材と選択可能な教材が設定され、学校や児童の実態に応じて弾力的な扱いができるようになっている。教芸では、題材内の教材が、ねらいと密着した学習目標と学習内容をもって配置されており、ねらいが児童にも理解しやすい表現で示されている。また、日本語の美しさを実感しながら学習活動が進められるよう歌詞の表記や配置にも配慮されている。

<人権の取扱い>

各社とも選曲・編曲・歌詞などにおいて人権尊重の観点から配慮がなされている。また、写真や図版は鮮明であり、「学習のねらい」を、教出は、フォントの大きさや配色を変えて示し、教芸では、同じフォントや色で統一して示すことで、どの児童にとってもわかりやすい配慮をしている。さらに、写真の中の文字の周りを白抜きにして、見やすくする工夫をしている。

<内容の程度>

指導項目をふまえ、教出では、全学年2つの題材群を設けて児童の実態に応じて指導ができる内容となっており、「共通事項」を、各ページ右上の題材名の下に示すことで、手がかりとなるようにしている。教芸では、6年間を通して段階的・系統的に学べる内容となっており、「共通事項」は、具体的にどのような学習内容に活用するのかがわかるように、児童の学習のめあてや活動の中に繰り返し示されている。

<組織・配列>

教出では、関連ある教材を組み合わせ、「共通事項」の内容は、表現及び鑑賞の活動において適切に設定されている。教芸では、関連ある教材で組み合わせたり、一つの教材で複数の学習を組み合わせたりすることで、学習指導を効果的に進められるよう配慮されており、「共通事項」の内容は、表現及び鑑賞の各活動と一体となって学習が進められるよう適切に設定されている。

<創意工夫>

教出では、写真を効果的に使用し、情景やイメージが膨らむようにしている。教芸では、楽譜をページ内に見やすく配置し、学習内容がわかりやすく把握できるよう工夫している。また、教出では、全学年に共通の全員合唱の教材を掲載しており、教芸では、全学年に「うたいごう にほんのうた」を掲載している。

<補充的な学習・発展的な学習>

各社とも、学習指導要領に示されていない内容に関しては、児童の習熟度に応じて学習できるよう配慮されており、教出では、4年以上に「はってん」、教芸では、3年以上に「ステップアップ」と明示されている。

1. 発行者(会社名) 2社
9. 開隆堂 116. 日文

2. まとめ

<目標・内容の取扱い>

各社とも、マークを使い、安全に活動できるよう配慮されている。また、地域の美術館などの施設の活用も示している。開隆堂は、様々な表現方法を紹介し、個々の児童の特性や実態に応じた活動が幅広くできる工夫がある。日文は、領域ごとに目標・内容が分かりやすく示され、制作過程を詳しく順序よく示している。

<人権の取扱い>

各社とも、語句・作品例・写真等において、人権尊重の観点を大切にし、適切に取り扱われている。開隆堂は、友だちと協力して取り組んでいる写真に会話文が多く示されており、友だちと言葉で伝え合うことの大切さを示している。日文は、友だちや自分の作品を鑑賞するポイントが示され、自他の違いを認め、共感し合うことができるようになっている。

<内容の程度>

各社とも、表現・鑑賞・共通事項をバランスよく、取り扱っている。開隆堂は、材料の良さを活かしながら、造形活動を楽しむ内容となっている。日文は、子どもの作品や身のまわりの造形物など、活動や作品などの対象を幅広く扱っている。

<組織・配列>

各社とも、幼稚園・保育所との関連への配慮がある。また、児童の実態に応じて、弾力的な指導ができるように配慮されている。開隆堂は、活動内容や表現方法が選択でき、自然や友だちとの関わりを大切にするなどの題材が設定されている。日文は、中学生の作品紹介や表現技法など、中学校との関連への配慮がある。

<創意工夫>

開隆堂は、3種類のマークと記述で、育つ力を具体的に示し、作者の思いや表現の工夫が写真とともに書かれている。また、A4版で写真やイラストが大型で見やすい。日文は、学習のめあてが4つの観点ごとにマークと記述で示されている。また、作者の思いや工夫が書かれ、自分の思いを伝えたり、友だちの作品を評価したりする活動を促している。A4版より、たてが2cm小さくなっており、持ち運びへの配慮がある。

<補足的な学習・発展的な学習>

開隆堂は、「もう一度たしかめよう」では、既習事項の確認ができるようになっている。日文は、材料や用具の発展的な取り扱いについて多く紹介し、中学校の美術や技術につながる内容についても紹介している。

1. 発行者（会社名） 2社
2. 東書 9. 開隆堂

2. まとめ

<目標・内容の取扱い>

各社とも、問題解決的な学習を通して、日常生活に必要な基礎的・基本的な知識と技能が身につくよう工夫されている。東書では、児童の実践的な活動のポイントが示され、学んだことを主体的に活用できるようになっている。開隆堂では、学んだことを日常生活に生かすことができるようになっている。

<人権の取扱い>

各社とも、男女が協力し家庭生活を築いていく力が育つように配慮された写真やイラストなどにより、協力の大切さに気づかせるよう配慮されているとともに、地域、家族とのかかわりの大切さが強調されている。

<内容の程度>

各社とも、器具の取り扱いなどについて「安全」マークで注意点を示し、事故防止に留意するよう配慮されている。基礎的な技能について、東書では、「これだけはできるようになろう」を設定し、確認しながら学習できるよう配慮されている。開隆堂では、自己評価カード「できたかな」を設定し、確認できるように工夫されている。

<組織・配列>

各社とも、小中5年間を見通した内容・配列になっているとともに、各教科や、中学校の学習内容との関連も図りながら学習できるようになっている。

<創意工夫>

各社とも、実習、調べ学習、話し合いなどを豊富に設定し、言語活動の充実につながるよう工夫されている。東書では、学習を案内するキャラクター「タマ号」が、随所でガイド役になっていて親しみやすい。開隆堂では、実習の手順図が、見開きで横に流れるレイアウトになっている。また、児童目線の写真、イラスト、図表が豊富であり分かりやすい紙面となっている。

<補充的な学習・発展的な学習>

東書では、今日的な課題にマークを付し、対応するとともに、日本の伝統のおせち料理の意味など、和食の文化についての取扱いがある。開隆堂では、「チャレンジコーナー」で自主的に学習できるよう工夫され、「発展」マークで発展的な内容が明示されている。

1. 発行者（会社名） 5社

2. 東書 4. 大日本 207. 文教社 208. 光文 224. 学研

2. まとめ

<目標・内容の取扱い>

各社とも、各単元のはじめに学習の課題を提示し、児童が興味関心を持って主体的に学習を進めることができる内容となっており、学んだ知識をもとに考えさせる学習内容を取り入れ、自分の生活の中で実践するための活動内容になっている。

<人権の取扱い>

各社とも、本文、イラスト、写真などについて、一人ひとりの違いを認めることや共生を意識させるよう配慮がされている。

<内容の程度>

各社とも、キャラクターやマークを用いて、学習内容に説明や解説が取り入れられ、健康で安全な生活が送れるよう、児童の発達段階に応じた内容になっている。学研では、「科学の目」で分りやすく工夫された資料・図解で提示されている。文教社では、写真・イラスト・グラフの資料が多くなっている。

<組織・配列>

各社とも、各章・各単元のはじめに学習内容を提示し、系統性があり、学習活動が効果的に進められるように配列されている。光文と東書では、他教科・他学年との系統的な指導ができるよう配慮がされている。

<創意工夫>

各社とも、学習の課題や手順を明確に示し、児童の思考や判断の活動を促し、話し合いや発表の活動を設け、問題解決的な学習に取り組む内容になっている。東書と学研では、段階的に自分の考えを書き込む欄が多く用意されている。文教社では、アスリートのメッセージを用いるなど児童が関心を示すように工夫されている。大日本では、シールを採用し、興味・関心を高める工夫を行っている。

<補足的な学習・発展的な学習>

各社とも、学習内容を広げる発展的な学習として、「防災学習」「インターネットに関する内容」などを取り上げている。学習した内容について振り返りの欄などを設け、習得した知識を生活に活かすことができるようにしている。

議案第25号

寝屋川市文化振興会議委員の委嘱について

寝屋川市文化振興条例第11条の規定に基づき、別紙の者を寝屋川市文化振興会議委員に委嘱するため、教育委員会の議決を求める。

平成30年7月26日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市文化振興条例第11条に基づき、寝屋川市文化振興会議委員を委嘱するため。

寝屋川市文化振興会議委員名簿

区 分	氏 名	役 職 等	備 考
学識を有する者	中田 亮生(なかた あきのり)	大阪電気通信大学 工学部 教授	新 規
	藤丸 一郎(ふじまる いちろう)	大阪成蹊大学 教育学部 准教授	継 続
芸術・生活文化	朝倉 洋(あさくら よう)	大阪国際大学短期大学部 教授	継 続
文化関係団体	山田 隆(やまだ たかし)	寝屋川市文化連盟会長	継 続
市立学校関係	笠間 康浩(かさま やすひろ)	寝屋川市立点野小学校長	継 続
企業によるメセナ	金谷 直樹(かなたに なおき)	株式会社エクセディ 管理本部 総務部長	継 続
市民公募	セツ谷 ゆみ(ななつたに ゆみ)	市民	新 規

委嘱期間 平成30年9月1日～平成32年8月31日(2年間)

議案第26号

寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱について

寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会規則第2条第2項の規定に基づき、別紙の者を寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員に委嘱するため、教育委員会の議決を求める。

平成30年7月26日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員(坂本則夫)の辞職に伴い、新委員を委嘱するため。

寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員 の委嘱について

1 委嘱委員数

PTA関係者1名

2 委嘱委員名

委員構成 <small>(寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会規則第2条第2項)</small>		氏名	経歴等
第4号	PTA関係者	はら たいすけ 濱 大輔	寝屋川市立校園PTA協議会会長代行

3 任期

前任者の残任期間

(委嘱日から平成31年7月14日まで)

議案第27号

平成30年度寝屋川市立小中学校校長・教頭及び指導主事候補者の推薦について

平成30年度寝屋川市立小中学校校長・教頭及び指導主事候補者の推薦をいたしたく、教育委員会の議決を求める。

平成30年7月26日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

平成30年度寝屋川市立小中学校校長・教頭及び指導主事候補者を大阪府教育庁へ内申するため。